

中津川市公開型・統合型 GIS 構築及び 都市計画基本図修正業務企画提案競技

実施要領

令和 7 年 3 月 1 8 日
中津川市総務部 D X 推進課

1 趣 旨

本要領は、中津川市が令和 7 年度において統合型・公開型 GIS を導入するにあたり、このシステムの構築業務及びその基盤地図となる都市計画基本図修正業務並びにその保守運用業務に係る委託契約の相手方となる事業者の選定に向けた公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に必要な事項を定める。

2 業務概要

（1）業務名

中津川市公開型・統合型 GIS 構築及び都市計画基本図修正業務

（2）内 容

中津川市公開型・統合型 GIS 構築及び都市計画基本図修正業務仕様書のとおりとする。

なお、仕様書内で規定した事業の内容は、令和 7 年度において、中津川市が統合型・公開型 GIS を導入するにあたり、このシステムの構築業務及びその基盤地図となる都市計画基本図修正業務並びにその保守運用業務の検討に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に掲載のない事項について提案を妨げるものではない。

実際の事業の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の企画提案書を基に、市と契約締結に向けた協議及び調整を行った上で決定する。

（3）期 間

①システム構築業務：契約締結の日から令和 8 年 2 月 28 日まで

②システム構築後の運用業務：令和 8 年 3 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

※システム構築後の保守運用期間は、令和 13 年 3 月 31 日までを想定。

（4）提案限度額

上記①及び②の合計に係る令和 8 年 3 月 31 日までの提案限度額は、145,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

※提案限度額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

※令和 8 年 4 月以降の保守運用に要する費用についても、仕様書を確認のうえ、別途作成し、令和 13 年 3 月 31 日までの金額を提示すること。当該運用業務保守の費用も審査の対象とする。

3 実施方式

公募型プロポーザル方式とする。

4 プロポーザルの参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者とする。

- (1) 中津川市入札等参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 地方公共団体から指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 中津川市暴力団排除条例（平成 24 年中津川市条例第 18 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する暴力団、暴力団員または暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 岐阜県内に本社、支店又は営業所を有していること。
- (7) 地方公共団体において、過去 5 年以内（令和 2 年度～令和 6 年度）に GIS の運用実績を 3 件以上有し、統合型 GIS 及び公開型 GIS の導入運用が可能なこと。
- (8) 地方公共団体において、過去 5 年以内（令和 2 年度～令和 6 年度）に都市計画基本図のデータ修正業務の実績があること。

5 公募・選定スケジュール

内 容	期 日 等
公募開始	令和 7 年 3 月 18 日（火）
質問受付期限	4 月 3 日（木）午後 5 時まで
参加表明書の提出期限	4 月 16 日（水）午後 5 時まで
企画提案書の提出期限	4 月 25 日（金）午後 5 時まで
プレゼンテーション審査	5 月 1 日（木）予定 ※詳細別途通知
受託候補者選定結果通知	5 月 12 日（月）予定
契約	5 月下旬 予定

6 プロポーザルの参加資格

参加を希望する場合は、以下に掲げる書類を中津川市ホームページより取得し、期日までに提出すること。なお、提出期限を過ぎて提出された場合は無効とする。

- (1) 提出期限

令和7年4月16日（水）午後5時まで

(2) 提出書類

①参加表明書（様式1）

②会社概要及び決算書（任意様式）

企業理念（経営方針）、創業年月日、従業員数、資本金、決算書

※会社概要、事業内容がわかるパンフレット等を添付すること。

③業務実績表（様式2） ※様式の項目を満たせば任意様式でも可

業務実績は、元請として実施したものを対象とすること。

④業務実施体制（様式3）

⑤企業の認証資格証明書

(3) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留、一般書留又は配達証明のいずれか）に限る。

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(4) 提出先

〒508-8501 岐阜県中津川市かやの木町2-1

中津川市総務部DX推進課（健康福祉会館3階） 担当者 吉村・楯

電話：0573-66-1111（内線665・666）

7 質問書の提出及び回答

実施要領、仕様書等に係る質問がある場合は、次のとおりとする。なお、質問書提出後には、必ず電話により受信確認を行うこと。

(1) 受付期間

令和7年4月3日（木）午後5時まで

(2) 提出方法

質問は必ず質問回答表（様式4）を用い、電子メールにて提出すること。電話、FAX等による質疑は一切受け付けない。

(3) 提出先

上記6(4)のとおり

※メールアドレス：上記6(4)までお問合せください。

(4) 回答方法

回答については、質問者を含む全参加業者に電子メールで速やかに送付する。なお、当該回答をもって、本実施要領及び仕様書に必要な追記又は修正を行ったものとする。

8 提案方法

参加審査により本プロポーザルへの応募が認められた者は、以下の要領で提案書を作成し、提出するものとする。

(1) 提出期限

令和7年4月25日（金）午後5時まで

(2) 提出書類

下記①～⑥の書類を提出すること。

①企画提案書表紙（様式5） 正本1部

②企画提案書（任意様式） 正本1部 副本20部

- ・日本語で記載し、目次及びページ番号を付与すること。
- ・A4判・両面印刷で作成し、40ページ以内にまとめること（表紙、目次はページ数に含めない）。なお、A3判の挿入も可とするが、A4判に織り込むこととし、A3判は2ページ換算とする。
- ・専門的知識を有しない者でも、理解できるような分かりやすい表現とすること。専門用語を使用する必要がある場合には、必要に応じ、注釈をつけること。
- ・仕様書、評価基準を参照のうえ作成すること。

③統合型・公開型 GIS 構築要件一覧（様式6-1、様式6-2） 正本1部 副本20部

④データセンター要件確認書（様式7号） 正本1部 副本20部

※統合型 GIS でデータセンターを利用する場合（バックアップを含む）。

⑤製品カタログ及びパンフレット等 正本1部

⑥見積書（任意様式） 正本1部

- ・提案限度額の範囲内で、令和8年3月31日までの全ての経費をできるだけ詳細に、経費区分がわかるように具体的に積算すること。
- ・別途、令和8年4月1日以降の統合型 GIS ・公開型 GIS システム利用料及び運用保守費用について、システム運用に関し必要な全ての保守費用を含め、60箇月分を記載すること。なお、LGWAN-ASP 等サービス利用料については、期間内において、変動しない定額制とすること。
- ・仕様書別紙1「搭載データ一覧（予定）」に記載のある地図情報の中で、本業務の提案限度額内でデータ整備の対応ができないものがある場合、対応できない地図情報毎の見積費用を計上すること。

※上記①～④までの提出書類を1式として順番どおりに簡易製本（A4判、左綴じ）し提出すること。ただし、①企画提案書表紙は、正本のみに添付すること。また、⑤及び⑥については製本しないこと。

(3) 企画提案書について

企画提案書は、以下の事項についての提案を含め、簡潔に記載すること

項番	項目	記載内容
1	実施方針	本業務に対する姿勢や実施方針
2	業務実施体制及び実績	本業務における実施体制及び実績
3	業務実施工程	本業務を実施するための工程・スケジュール
4	本市と貴社の役割分担	導入時に想定される作業と作業分担・職員作業が見込まれる事項
5	都市計画基本図修正業務	作業・工程管理手法及び業務の特長
6	システム全体内容	システム全体の概要、統合型 GIS 及び公開型 GIS の各機能など特長、操作性及び拡張性
7	データ移行・搭載	提供データの移行及び搭載方法
8	情報セキュリティ対策	システムによるデータ整理やバックアップ、データセンターにおけるセキュリティ対策
9	運用保守・サポート体制	運用支援や日常・障害発生時の保守対応について
10	独自提案・アピールポイント	本市が要求している以外に有効な提案があれば記載する。（見積計上しているものに限る。） 特に行政事務の高度化、効率化及び市民等の利便性向上につながる提案を求める。

(4) 提出期限

持参又は郵送（簡易書留、一般書留又は配達証明のいずれか）に限る。

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(5) 提出先

〒508-8501 岐阜県中津川市かやの木町2-1

中津川市総務部DX推進課（健康福祉会館3階） 担当者 吉村・楯

電話：0573-66-1111（内線665・666）

9 プレゼンテーション審査

本プロポーザルに係る審査を厳正かつ公平に行うため、参加資格を有する提案事業者について、提出された企画提案書に基づくプレゼンテーション審査を実施し、中津川市が設置する選定委員会にて審査・評価を行ったうえで、優先交渉権者の選定を行う。

ただし、本プロポーザルへの参加申込が5者以上あった場合、1次審査として、

プレゼンテーション審査前に、企画提案書等の内容を書類審査し、プレゼンテーションに参加する者を4者に選定する場合がある。

(1) 実施日

令和7年5月1日（木）予定

※日時場所については、別に企画提案書を提出した事業者にも文書（メール）で通知する。

(2) 場所

中津川市役所 又は 健康福祉会館

(3) 時間配分

1 社あたりのプレゼンテーション及びデモンストレーションの時間は原則として50分間、質疑応答の時間として20分間の合計70分とする。（準備・片付けの時間は含めない）

(4) 説明者等

プレゼンテーションにおける説明者その他の出席者は最大で5人までとする。

(5) 説明内容及び説明方法

- ・説明は提出した企画提案書等をもとに行うこと。
- ・別途資料配布は一切認めない。
- ・提案事業者以外の事業者の傍聴は認めない。
- ・プロジェクター、HDMIケーブル及びスクリーンは市が準備する。それ以外の機器（パソコン等）は持参すること。

10 企画提案の審査及び選定結果の公表

- ・プレゼンテーション審査の結果、中津川市が設置する選定委員会による評価点の合計が最上位であるものを優先交渉権者として選定する。
- ・提案事業者が1者のみの場合であっても審査は実施し、その結果において委員の評価点の平均が120点以上（200点満点中）であれば当該提案者を優先交渉権者とする。
- ・審査結果は、優先交渉権者について、中津川市ホームページに掲載するとともに、別途文書で参加者全員に通知する。
- ・審査結果通知前に電話や訪問、メール等による問い合わせには応じない。また、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。
- ・優先交渉権者と契約締結に至らなかった場合は、次点者を新たな交渉権者として手続きを行うものとする。

11 プロポーザルの参加資格

審査項目及び配点は、以下のとおりとする。

＜企画提案書を特定するための判定基準＞

区分	審査項目	評価基準	配点
業務 遂行 能力	○実施方針 ○導入実績 ○実施体制 ○実施工程	・本業務内容を十分に理解して、基本方針を明確にしているか。 ・本業務に類する業務について、元請として豊富な導入実績を有しているか。 ・業務の適正な履行に必要な知識、経験、能力、実績を有した担当者及び人員数が配置されているか。 ・実行可能なスケジュール管理ができているか。	20
企画 提案 内容	○システム 内容・機能 ○データ移 行・搭載 ○独自提案	・統合型 GIS システムは見やすく、使いやすいか。拡張性があるか。また、当該システムの特長は、本市の課題解決・業務改善に対し、適しているか。 ・公開型 GIS システムは見やすく、使いやすいか。拡張性があるか。また、当該システムの特長は、市民サービスの向上に対し、適しているか。 ・都市計画基本図修正の特長は、本市の課題解決・業務改善に対し、適しているか。また、独自の優位性はあるか。 ・システムへ円滑にデータを搭載するための手法がされているか。 ・本市が搭載を予定している地図情報について、十分な対応が可能か。 ・本業務について、本市の課題解決・業務改善に対して有益と考えられる独自提案はあるか。行政事務の高度化、効率化及び市民等の利便性向上につながるか。	85
	○データセ ンターの 安全性 ○運用保守	・サーバーのバックアップ体制は安定かつ適切か。また、将来的なデータ量の増加にも対応可能か。 ・運用保守について内容等の妥当性はどうか。また保守体制について、迅速な対応が期待できるか。	25

	○業務サポート	・職員へのシステム操作研修やマニュアル作成等の教育内容は適しているか。また稼働後も、操作方法や利活用等相談できる工夫やサポート体制が提案されているか。	
	○機能要件	・統合型 GIS システムについて、「機能要件チェックリスト」(様式 6-1) にて、充足状況確認 ・公開型 GIS システムについて、「機能要件チェックリスト」(様式 6-2) にて、充足状況の確認	50
見積書	○見積内容	提案内容に見合った適切な金額（導入後 60 箇月の運用経費含む。）か。 業務の品質を担保するため、見積金額が予定価格（非公開）に対して 80%の金額を「下限額」とし、下限額未満の見積額は、下限額を見積額と見做して価格点を算出する。	20
合 計			200

12 選定後の手続き及び契約の締結等

(1) 仕様書の確定

審査の結果に基づき、中津川市は優先交渉権者との協議により、企画提案書の項目変更、追加及び削除を行い、本契約の仕様に反映させることができるものとする。

(2) 委託料

委託料については、必要に応じて見積書を再度徴収のうえ、委託料の額を決定する。

(3) 仕様書の確定

中津川市と優先交渉権者は協議が整い次第、契約の相手方として決定し、契約を締結する。ただし、優先交渉権者が参加資格に該当しないことが判明した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合、次点交渉権者と交渉するものとする。

13 留意事項

- (1) 本公募は令和 7 年度当初予算成立後、速やかに業務に着手するため、予算成立前の準備行為として募集手続を行うものである。このため、予算が成立しなかった場合には、契約を行うことができないこと、また、応募者が本公募

に支出した費用等については、一切補償しないことを十分に留意の上応募すること。

- (2) 本件において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 本業務に参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (4) 企画提案書の著作権は提案事業者に帰属するが、中津川市が必要な範囲で使用し、又は必要かつ適正な範囲で改変して使用できるものとし、企画提案書の提出をもって提案事業者が当該利用の許諾をしたものとする。
- (5) 企画提案書の提出は、1 事業者につき 1 提案とする。
- (6) 提出された書類の返還は行わない。
- (7) 提出期限以後は、提出された資料の差し替え又は再提出は認めない。ただし、中津川市が認める場合はその限りではない。
- (8) 契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができる。この場合において「辞退届（様式 8）」を提出するものとする。
- (9) 提案事業者は、中津川市からの問い合わせ以外は、選定委員への接触を禁じる。
- (10) 見積価格が業務規模に著しく乖離している場合は、当該事業者に対し、内容の確認を行うことがある。
- (11) 提出書類について、本要領及び仕様書に示された条件に適合しないとき、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき、その他不正な行為があったときは、失格とする。